

【未登記家屋の名義変更の手続について】

名義変更の事由により、下記のとおり添付書類が異なりますので、御注意ください。

なお、登記の有無については、課税明細書等で確認ができます。家屋番号欄に番号が記載されていれば、登記物件です。

(登記をしている家屋は、法務局で所有権移転登記を行ってください。この場合、資産税課への届出は不要となります。)

●未登記家屋の名義変更に必要な添付書類

区 分		添付書類 (同意書以外は写し可)
売 買		売買契約書、旧名義人の印鑑登録証明書
贈 与		贈与契約書、旧名義人の印鑑登録証明書
相 続 ※1	遺産分割協議書あり	遺産分割協議書、印鑑登録証明書
	遺産分割協議書なし	同意書(原則、原本提出) 印鑑登録証明書 戸籍謄本①被相続人の出生～死亡まで ②相続人全員の戸籍謄本

※1 相続の場合、令和2年11月から添付書類の提出が必要です。